

一般社団法人成田市サッカー協会表彰規定

目的

第1条

本規定は、一般社団法人成田市サッカー協会（以下「協会」という）の発展に寄与した個人及び団体に対する褒賞に関して必要な事項を定める。

対象者

第2条

協会が行う表彰の対象者は次のとおりとする。

- (1) 協会役員と各部部長に該当する者
- (2) その他、協会の運営に多大な貢献をした者

表彰事項

第3条

前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1) 永年にわたり協会の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導・育成に顕著な貢献をしたとき
- (3) 審判員として永年にわたり協議運営に貢献したとき
- (4) その他、理事会が必要と認めたとき

表彰の区分

第4条

表彰の区分は次のとおりとする。

- (1) 功労賞
 - 1) 指導者または審判員等として地域サッカーの振興に貢献し、その功績が顕著と認められた者
 - 2) 全国大会出場、県大会優勝またはこれらに準じる成績を挙げたチーム
 - 3) 協会関係団体または個人で、協会事業に貢献した者
 - 4) その他、理事会が必要と認めた者
- 1) 役員等が 15 日間を超える疾病の状況にあるとき 5,000円
- (2) 感謝賞
 - 1) 協会の会長、副会長、監事、理事及び各専門役員、各競技部役員として地域サッカーの振興に貢献し、その功績が顕著と認められた者
 - 2) 協会に対し相当な寄付のあった個人または団体
 - 3) その他、理事会が必要と認めた者

表彰の方法

第5条

表彰は表彰状を授与し、これを行う。ただし、記念品等を加えることができる。

表彰者の決定

第6条

表彰者の決定は理事会において行う。

表彰の時期

第7条

表彰の時期及び場所は理事会において決定する。

規約の改正

第8条

本規定の改廃は理事会の議決を経て、これを行う。

付則

1. 本規定は令和3年6月12日より施行する。